

農泊推進のあり方検討会開催要領

1 趣旨

農泊については、平成32年までに持続的なビジネスとして取り組む地域を500地域創出することとしており、平成29年度から農山漁村振興交付金（農泊推進対策）により、農泊を推進する地域の実施体制確立に向けた支援を行っている。また、政府として取り組む訪日外国人旅行者数の増加、地方部での訪日外国人宿泊者数の増加に資するため、農泊推進地域においてインバウンドの受入を拡大していく必要がある。

このため、現段階における農泊の取組ならびにインバウンド受入状況を踏まえ、今後の農泊を推進する地域の実施体制強化をはじめ、インバウンドの受入拡大に向けた課題や必要な取組を明らかにするとともに、平成32年以降の農泊推進施策の展開方向について、幅広い視点から検討を進めることを目的として、有識者からなる「農泊推進のあり方検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 検討会の招集

検討会は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が招集する。

3 委員

- (1) 委員は、別紙のとおりとする。
- (2) 委員長は、委員の互選により選任する。
- (3) 委員長は、必要に応じて委員長代理を指名することができる。
- (4) 農村振興局長又は委員長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を検討会に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- (5) 委員の任期は平成31年3月31日までとする。

4 オブザーバー

観光庁、食料産業局食文化・市場開拓課、林野庁森林利用課及び水産庁防災漁村課は、検討会へオブザーバーとして参加する。

5 公開

- (1) 検討会の会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- (2) 検討会においては、議事概要を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。

6 事務局

検討会の庶務は、農林水産省農村振興局都市農村交流課において処理する。

- 7 1～6のほか、検討委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が定める。

(別紙)

農泊推進のあり方検討会委員名簿

(五十音順、敬称略)

いとう かずひろ
伊東 和宏

独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)
市場横断プロモーション部長

おおえ やすお
大江 靖雄

千葉大学大学院園芸学研究科 教授

かみやま やすひろ
上山 康博

(一社)日本ファームステイ協会 代表理事

きむら ひろし
木村 宏

北海道大学観光学高等研究センター 特任教授

しのざき ひろし
篠崎 宏

(株)JTB総合研究所 コンサルティング第一部長

デービッド・アトキンソン (株)小西美術工藝社 代表取締役社長

やがさき のりこ
矢ヶ崎 紀子

東洋大学国際観光学部 教授